

消火器の廃棄について（リサイクルシステム）

※2010年1月1日から消火器のリサイクルシステムが始まっており、消火器を廃棄する場合は、**特定窓口**に持参しなければなりません。

現在、隠岐島管内の特定窓口は、酒井材木店（隠岐の島町）、NADAX（西ノ島町）及び三好石油（海士町）です。

なお、引き取りは特定窓口を持参したものに限りということで、他島から輸送したものは引き取らないということです。**（消防署は引き取りをしません。）**

知夫村にお住まいの方は、エコリサイクルセンターに連絡する、若しくは、購入先店舗にご相談ください。

消火器処分の仕方

1 「特定窓口」に消火器を持ち込む。（リサイクル料金が必要です。）

→近くの「特定窓口」を「検索」

2 「エコリサイクルセンター」に連絡し、ゆうパックによる消火器の回収を依頼する。（リサイクル料+運搬費が必要です。）

→「エコリサイクルセンター連絡先」

3 販売店で消火器を買い替えの際に処分を依頼する。（販売店によっては行わない場合もありますので、事前にご確認ください。）

消火器廃棄のQ&A

● 廃棄前のご確認

消火器の耐用年数ってどれくらいですか？

交換推奨年数を消火器ラベルに明記しております。

消火器は、中身を出さないと回収してくれないの？

いいえ。そのままの状態でも回収できます。（劣化または腐食している消火器は衝撃を与えると破裂の恐れもありますので、取り扱い窓口にご相談ください。）

エアゾールタイプの製品は回収してもらえますか？

エアゾールタイプの簡易式消火具は、廃棄物処理法上の広域認定の対象品目に該当しないため、本リサイクルシステムではお取り扱いできません。詳しくは自治体にお問い合わせください。（自治体によって回収方法が異なります。）

● 古い消火器の回収について

費用はどれくらいかかるの？

費用は距離や諸条件によって異なりますので、詳しくは取り扱い窓口にお問い合わせください。

リサイクルシールがないと回収してもらえない？

リサイクルシステム取り扱い窓口等でシールを購入し、貼り付ければ問題ありません。
※消火器を引き取りに向う場合や取り取り窓口（特定窓口）へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。詳しくは取り扱い窓口にお問い合わせください。

次のような消火器は、点検または廃棄・リサイクルをおすすめします。

1. 「耐用年数」を過ぎている消火器
ラベルに耐用年数の表記されていない消火器については、最寄りの取り扱い窓口等にお問い合わせください。
2. 錆びたり腐食している消火器
3. 大きなキズや変形した箇所がある消火器



廃棄に当たっては、必ず次のことを守ってください。

- 消火器は、一般のゴミ回収には出さないでください。
- 廃棄しようとする消火器は、絶対に分解したり、薬劑を放射したりしないでください。



発行元
（一社）日本消火器工業会
（株）消火器リサイクル推進センター

お問い合わせ （株）消火器リサイクル推進センター 03-5829-6773
（受付時間：9:00～17:00 ただし、土日祝日、休日及び12:00～13:00は除く）

ご家庭に古い消火器はありませんか？

はじまっています。 消火器のリサイクル



消火器のリサイクルは、耐用年数をむかえた消火器を安全に回収してリサイクルする「セーフティー&エコロジー」な取り組みです。2010年より運用しています。

古くなった消火器は、お近くのリサイクルシステム取り扱い窓口へ。



<http://www.ferpc.jp/>